

主 文

原判決を破棄する。
被告人三名をそれぞれ懲役八年に処する。
被告人らに対し、原審における未決勾留日数中各八〇〇日をそれぞれの刑に算入する。

押収してある現金六九六万五二七六円（当庁平成六年押第三〇五号の6ないし12）、アメリカドル二七ドル（同号の14）、タイ王国バーツ一五〇バーツ（同号の15）、皮製赤色手提鞆一個（同号の21）、皮製こげ茶色ウエストバッグ一個（同号の22）、ネックレス一〇本（同号の23ないし28、30ないし32、39）、アンクレット一本（同号の33）、ブレスレット一八本（同号の34ないし38、40ないし43、45ないし48、50ないし54）、指輪二九個（同号の57ないし61、63、65ないし68、72、74、76ないし79、83ないし85、88、90ないし93）、ピアス七対（同号の64、75、80ないし82、87、94）、ペンダントの飾り部分二個（同号の69、71）、金塊一個（同号の70）及び金の切り屑二個（同号の86）を、被害者Aの相続人に還付する。

理 由

一 本件各控訴の趣意は、弁護士加城千波、同弘中惇一郎、同安田まり子、同荒木昭彦、同川口和子及び同中山ひとみ共同作成名義の控訴趣意書及び控訴趣意補充書に、これに対する答弁は、検察官藤河征夫作成名義の答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

第一 控訴趣意中、訴訟手続の法令違反の主張について

一 控訴趣意第二の一について

1 所論は、要するに、次のようなものである。すなわち、原判決は、被告人三名が、AことAを殺害して金品を強取することを共謀し、平成三年七月二十九日、Aの頸部を刃物で突き刺すなどして同女を殺害した上、同女所有の現金や貴金属類を奪取したとの事実を認定判示しているが、その認定根拠とするところは、被告人三段名の捜査官らに対する各自白調書である。しかし、被告人三名はいずれも、捜査三段階においても、自分たちに金品を強取する意思もなく、その旨の共謀を遂げたことでもなかった旨述べていたのである。しかるに、内容の誤った各自白調書が作成されたのは、被告人らがタイ人で日本語に通じていないことから、捜査官らがタイ人である通訳人を介して被告人らの取調べを行ったことにある。すなわち、本件捜査に係わり合いを持った通訳人ら（以下「本件通訳人ら」という。）は、通訳能力を欠如していたものであり、そのため、捜査官らの質問や被告人らの供述などにつき、その意味を理解せず、あるいは誤って考え、自分らの勝手な解釈で文章を作って、これを相手方に伝えるということをし、捜査官等においても通訳人らの能力を知らず、十分な吟味をしないまま、通訳人らの誤訳に基づき各自白調書を作成したものである。なお、本件の場合、通訳人らにおいては、タイ語と日本語のそれぞれにつき、これらの言葉を話す能力を十分に備えていなければならぬのは当然のこととして、さらに、基本的能力ないし基本的姿勢として、内容の趣旨を的確に把握する能力、通訳にどの程度の正確性が要求される場面かを客観的に判断する能力、できる限り正確に通訳する姿勢、分からない言葉があれば、調べるなり、質問するなり、通訳の質を高めようと努力する姿勢、自分の通訳能力がどの程度かを客観的に判断できる能力などを備えていなければならぬところ、本件通訳人らには、基本的能力ないし基本的姿勢が十分でなく、しかも、「1」会話の流れ、質問の流れ、事実の流れ等全体の流れや、その時点で問題となっている主題を把握する能力が低い、「2」論理的な構成力が低い、「3」客観的な判断力が低い、「4」タイ語における単語能力、文章力が低いなどという問題点があり、とりわけ、通訳人B、同C、同D及び同Eにおいては、総合的にも通訳能力が欠如し、通訳人として適格性がなかったものである。したがって、通訳が適正に行われなかった結果作成された被告人らの各自白調書は、その信用性を全て否定すべきものであるから、これらを証拠として採用し、被告人らが金品強取の故意を有していたことやその旨の共謀を遂げたことの認定資料とした原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反があるというのである。

2 そこで、原審記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調べの結果を合わせて検討すると、本件当時、被告人三名はいずれも、タイ語が母国語であって、被告人Fが、日本語の単語を若干知り、いわゆる片言で多少話をすることができた外は、ほとんど日本語に通じていなかったこと、そのため、捜査官らは、被告人ら

語に訳すよう求めるという尋問を行っている（当審における証人尋問の際も同じ方法で尋問を行っている。）が、その訳を求めた文章自体、右のようになり複雑な意味を含み、日本語としても難解な内容のものであったのであるから、その尋問に対する答えにかならず誤訳の部分があつても、日常生活において日本語を用いる能力がないということを示すものではない。

(二) また、被告人三名の検察官及び司法警察員に対する各供述調書の録取内容を、個別的にみても、被告人らが供述した内容がほぼその趣旨どおりに通訳されているものとみることができ。この点、被告人らの経歴などに関し、被告人らの原審公判廷における各供述と対比して、誤訳とみられる点も多少はみられるものの、全体的にみて、誤った通訳が行われたために、辻褄の合わない供述内容となつていて、あるいは前後矛盾する内容となつていて、と考えられるような部分はない。そして、被告人らが人身売買によって、Aのもとで多額の借金を苦しむに至った経緯、同女に対し殺意を抱くに至った事情、被告人三名がAを殺害した具体的状況や、殺害後に同女の身につけていたウエストバッグや貴金属類を奪取した状況などについては、被告人三名の司法警察官及び検察官に対する各供述調書の録取内容が、被告人らの原審公判廷における各供述、被告人ら作成の手紙や上申書などと概ね一致しているといふことは、右各供述調書が被告人らの供述を正しく録取したものであること、ひいては通訳に誤りはなかつたことを示すものである。のみならず、犯行に至る経緯や犯行の状況などに関し、被告人らの述べているには、自己の行為を正当化するような主張も含んでいるが、これら点について被告人らの供述をことさらに歪めて通訳したような様子は一切なく、こうした通訳の様子に照らしても、本件通訳人は、一方に偏した態度を取ってはいなかったことと、すなわち公正なる態度で通訳に当たっていたことが認められるのである。また、例えば、Aを殺害するために被告人Fがけん銃（のちにモデルガンと分かったもの）を用意した経緯に関し、同被告人の検察官に対する平成三年一月九日付け供述調書（乙第二一号）中には、同被告人が、被告人Hから「I」というホステス仲間がけん銃を持っているということを知り、同女からけん銃を入手したという趣旨の供述が録取され、一方、被告人Hの検察官に対する同日付け供述調書（乙第五四号）中では、自分としては、被告人Fがピストルを持って来たのを見て、同被告人がIがけん銃を持っているということを知り、Iから借りて来たのかと思つたという趣旨の供述が録取されている。このように、被告人ら相互間において供述が食い違う場合であっても、食い違つたまま各被告人の供述内容が調書に記載されているといふことは、捜査官においても供述を一方的に押しつけたりせず、本件通訳人も被告人らの述べているところを忠実に通訳していることを窺わせるのである。さらにまた、被告人三名の各供述調書中には、被告人らが、捜査官らから作成した供述調書に署名指印するにあたり、調書の記載内容を読み聞けしめられた際、訂正の申立てをした旨の記載のあるものもある。このことは、前記のように、殺害の状況等については右各供述調書中の供述内容と被告人らの原審公判廷における各供述等とが大筋において一致していることと相まって、捜査官の供述調書の読み聞けに際しても、本件通訳人が、誤訳してないことを表していることができる。

(三) 以上のとおり、被告人らの検察官及び司法警察員に対する各供述調書の供述内容に照らし、被告人三名がAを殺害するに至った経緯や、殺害の具体的状況、殺害後の金品奪取の状況などについて、本件通訳人の通訳に誤りはなかつたものと認められるところ、殺害に際して被告人らが抱いた意図や、被告人らの間の相談内容などに関して、これだけ個別にその通訳を誤つたと窺わせるような状況は存在しない。この点、被告人らは、いずれも、取調べを受けた当初においては、自分自身がAを殺害する気持ちになつたことや、被告人らの間でAを殺そうと話合つたことがあることを述べているのみで、Aを殺してバッグなどを奪おうなどと相談した旨述べるようになつたのは、取調べを受けるようになってしばらくしてからのことと窺われる。すなわち、例えば、被告人Fの司法警察員に対する平成三年九月二九日付け供述調書（乙第一号）中では、Aを殺害する直前の状況について、「毎日毎日ボスからグズグズ言われるから、三人でシメちゃおうかと話したので」と述べた旨記載されているだけである。なお、その際、取調べに立ち会つた通訳人は、前記Dである。その後、捜査官らにおいては、実際に被告人らがAの身につけていた貴金属類や七〇〇万円にもものぼる現金を奪つて来ていたことから、当初から金品を強取する意思があつたのかどうか、被告人らの間に共謀があつたのかどうかなどについて、被告人らをかかなり厳しく追及したことは窺われる。しかし、被告人

求を撤回していない以上、新たな請求などとのみることとはできず、証拠能力に関する主張ないし立証と解すべきである。)と、これに對し、弁護人から、同号前段にも当たらぬとす。反の主張がなされ、関連して検察官及び弁護人からその主張の意図が述べられていないし立証活動が行われても、裁判所がこれに拘束されないことは前の示のとおりであり、原審第二回公判期日に、右各不同意部分について証拠調べの決定を行ったのも、その時点までの当事者の立証の結果や審理経過などに照らし、これらに証拠能力があると判断したことによるものである。

(二) (1) そして、原審で、被告人三名の検察官に對する右各供述調書中の各不同意部分について、これらを証拠として取り調べたのは、前記のとおり証拠決定において明示の判断は示していないものの、被告人三名がいずれも、原審第二回公判期日に至るまで、原審公判廷において、犯罪事実等に関する具体的な供述を行っていることに照らし、供述者以外の被告人との関係においては、これら各同意部分に該当する書面であると認めたと認めたことによるものであることは明らかである。

(2) そこでまず、右各供述調書中の各不同意部分と被告人らの原審公判廷における各供述との相反部分についてみると、検察官が、平成五年七月七日付各証書調請求書で相反部分として指摘した点に、被告人三名はいずれも、原審第一八回公判期日以降の公判廷における供述中で、右各供述調書中の各不同意部分に録取されている検察官の面前における供述と異なる供述をしていて、録取されたと認められる。すなわち、被告人三名の右供述調書中の各不同意部分に録取されたと認められるのは、そのほとんどが、自分たちにおいては、Aを殺して逃げようと考えていると供述し、逃げるときにはパスポートも要するしお金も要するので、パスポートのほかに現金や貴金属類なども奪って逃げようという気持ちであった、そして、三人の間でAを殺した後は現金、金のブレスレット、パスポートなどの入っているバッグを奪って逃げようという相談をしていたという趣旨の供述である。これに對し、被告人三名の原審公判廷における各供述はいずれも、自分たちは、Aを殺して逃げようという気持ちになったことはあるが、現金や貴金属類を奪って逃げようという相談を前に考えたことはない、そのような相談をしたこともない、Aを殺そうという相談をしたのも、実際に殺す直前であるという趣旨の供述である。したがって、被告人三名の右各供述調書中の各不同意部分について、被告人三名の原審公判廷における各供述が、同号後段にいう「相反するか実質的に異なる供述」に該当するといえることができるのは明らかである。

(3) さらに、特別の信用状況について検討すると、被告人三名の右各供述調書に録取されている供述はいずれも、全体として、被告人らがAを殺害するに至る経緯や、殺害の具体的状況、殺害後の金品奪取の状況、犯行現場から千葉県市原市内のホテルまで至った状況などについて、詳細かつ具体的に述べられているものであり、十分信用できるものである。そして、Aの殺害に際して被告人らの抱いていた気持ちにつき、パスポートのほか現金や貴金属類なども奪って逃げようとも考えていた旨を述べたり、被告人三名の間でそういう趣旨の相談を行ったなど、金品強取の共謀があった旨を述べたりしている部分も、犯行に至る経緯や犯行状況などに関する供述と一体をなすものであり、全体的な流れの中で、他の部分と異質なことを述べたものではない。その意味で、犯行に至る経緯や犯行状況、犯行後の状況などに関し、被告人三名の右各供述調書に録取された供述が信用できるものとすれば、被告人らの抱いた意図や被告人らの間の共謀などに関する部分についてだけ、右各供述調書に録取された供述内容に信用性がないということは許されないといわなければならない。また、関係各証拠によると、被告人らは、右ホテルで警察官らに所在を発見されたのちは、警察官らに反抗的な態度をとるようなことなど全くなく、その後捜査段階において、警察官や検察官らの取調べに任意に応じ、素直な態度で供述していたことが窺われるのであって、警察官等が、被告人に對し、暴行や脅迫を加えて自白を強制したりしていないことは十分に認められる。なお、所論は、捜査官らの取調べが、通訳人を介して行われていることから、本件通訳人には通訳能力が欠如しているもので、右各供述調書の信用性はないというのであるが、所論が採用できないことは、前記一において詳細に検討したとおりである。

これに對し、被告人三名の原審公判廷における各供述についてみると、犯行に至る経緯や犯行状況、犯行後の状況などに関しては、被告人らの内心の意図などを除けば、被告人三名の右各供述調書と概ね一致し、その意味で信用性も同様に考えられる。しかし、Aを殺害した際の自分たちの気持ちなどについて述べる部分は、そ

アを開き、自分から同室内に立ち入ったこと、続いて、Kら警察官三人が同室内に入り、他の三人の警察官が、同室前の廊下に待機していること

(3) その際、被告人三名は、同室の窓際に接するように二つのベシドを繋いだ形で置き、その上に座っていたが、入室して来た制服姿の警察官らに対し、入室を拒絶する態度を取ったり、大声で怒鳴ったりするようなことはなかったこと

(4) Kらは、被告人三名に対し、日本語で、警察官である旨告げた上、事情を尋ねようとしたが、被告人らには日本語が通じない様子であったため、英語でパスポートを見せるよう求め、これに応じて被告人らの差し出したそれぞれのパスポートを受け取ったこと

(5) 午後一時二十五分ころ、茨城県下館警察署から出向いて来たLなど茨城県警察所属の警察官らが、右e号室に到着し、Kら市原警察署所属の警察官から簡単な状況説明を受けたり、被告人らのパスポートの引き継ぎを受けたりしたこと、その際に、Lらの得ていた情報は、下館市fのgアパートでタイ人の女性が刃物で殺されたが、同居していたタイ人の女性四人位が姿を消していること、タイ人らしい女性三人がタクシーでhの「M」という店に向かい、次いで、つくば市内のホテルNに立ち寄り、そのホテルに三〇分位いた後、〇タクシーからタクシーを呼んで出て行ったこと、そのタクシーは、右三人を乗せて千葉県市原市に向かい、同市内のJホテルで右三人を降ろしたと、その女性のうちの一人は、赤色のジャージを着ていること、殺された女性の持ち物であった赤色の鞆やウェストバッグのほか、ネックレス等の貴金属類が現場から失われていることなどというものであったこと

(6) Lらは、同室において、被告人三名の中に赤色のジャージを着た者は居なかったものの、そのうちの一名の着るパジャマのズボンのすそに血痕らしいものが付着しているのを発見したこと

(7) また、Lらは、赤色の鞆や大きなバッグの置かれているのを見つけて、被告人らに対し、英語や身振りなどを交えながら、鞆やバッグを開けて中を見せよう求めたこと、被告人らは、赤色の鞆については、鍵が掛かって開かないという身振りをしたものの、右バッグは自分たちの手でファスナーを開いたこと、Lらが、右バッグの中の様子を窺ったところ、一番上に赤色のジャージの入っているのが見え、右ジャージには血痕様のものが十数点付着しているのが認められ、さらに、右ジャージの下に貴金属類が黄色のタオルに包まれて入っていたのが見えたこと

(8) Lらは、電話で上司の指示を求め、上司から、被告人らから事情を聞くには、通訳人を介することとするので、被告人らを下館警察署まで任意に同行し連れて来るよう指示されるとともに、その途中、被告人らを連れて市原警察署に立ち寄り、被告人らを乗せたと思われるタクシーの運転手に被告人らの面通しをさそうにという指示を受けたこと

(9) そこで、Lらは、被告人らに対し、片言の英語や手振り身振りを交えながら、下館警察署まで一緒に行こうという趣旨のことを言って同行を求めたこと、被告人らにおいては、そのうちの一人が「どこ」などと行き先を聞き返した後、他の被告人二人と言葉を交わしたりしたもの、拒否するような態度を示さなかったことから、Lらとしては、被告人三名が同行することを承諾したものと判断したこと

(10) Lなど茨城県警察所属の警察官らは、市原警察署所属の警察官らとともに、同日午後二時ころ、鞆やバッグなどを持った被告人三名を伴い同ホテルを出て、被告人らを捜査車両（普通乗用自動車）二台に乗せて市原警察署に向かったこと、その際、被告人らはいずれも、警察官らの指示に素直に従い、同行を拒んだり抵抗したりすることは全くなかったこと、なお、被告人らが、右e号室で、前記

(一) 認定のように自分たちでバッグなどの中を調べた際、同室のごみ箱などの中に捨てていた被告人ら以外の者ら名義のパスポート三通などは、LなどがJホテルの支配人から任意提出を受けて、領置手続をとったこと

(11) Lなど茨城県警察所属の警察官らは、被告人三名を同行して、いったん市原警察署に立ち寄ったが、上司から前記タクシーの運転手による被告人らの面通しは茨城県つくば中央警察署で行うようにという連絡があったため、直ちに自動車で、被告人三名をつくば中央警察署まで同行したこと

(12) 同警察署で、被告人ら三名の面通しを行ったタクシーの運転手は、被告人らはNホテルからJホテルまで自分の運転するタクシーに乗せた女性たちであることに間違いのない旨述べたこと

(13) Lなどは、同日午後五時五分ころ、被告人三名を同行して下館警察署に到着したこと、捜査担当の警察官らは、直ちに、同警察署内で、すでに待機して

上、これに応じる態度を取っていたり、その際、被告人らの意思に反して強制的に所持品を提出させたりした形跡は一切窺えない。すなわち、被告人らからその所持していた現金、貴金属類などを領置した手続に何ら違法な点はない。5 以上要するに、警察官らが、Jホテルにおいて、被告人らが入って来た客室に鍵を開けて立ち入り、被告人らに職務質問をしたり、パスポートの提示を求めたりし、次いで、被告人らを自動車下館警察署まで同行し、さらに被告人らに所持する現金や貴金属類などの任意提出を求め、被告人らの提出した所持品につき領置手続をとった一連の行為は、警察官職務執行法の要件を備え、また、任意捜査として許容される範囲を逸脱したものでないことが明らかであるから、被告人らの提出した右現金や貴金属類などを証拠物として取り調べ、これらを有罪認定の根拠とした原判決には、警察官職務執行法二条、憲法三一条、三三条、三五条の解釈適用に誤りはないのである。したがって、原判決には、所論指摘のような判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反はなく、論旨は、理由がない。

第二 控訴趣意中、事実誤認及び法令適用の誤りの主張について

一 控訴趣意第三の一ないし三について

1 所論は、要するに、原判決は、被告人三名が、Aを殺害するに当たり、それぞれに強盗殺人の故意があり、事前に金品を強取する共謀を遂げた上、Aを殺害して現金や貴金属類を強取したとの事実を認定し、一方、その動機については明らかな判断を示していないが、被告人三名にはいずれも強盗殺人の故意がなく（控訴趣意第三の二）、事前に被告人ら相互間で金品強奪の共謀を遂げたこともなく（前回の一）、Aを殺害した動機は、ただ監禁状態から逃げるためであった（前回の三）のであるから、原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実認定の誤りがあるというのである。

2 そこで、原審記録及び証拠物を調査して検討すると、原判決挙示の関係各証拠を総合すれば、原判決が認定する罪となるべき事実（「犯罪事実」と表示）は、被告人三名にそれぞれ強盗殺人の故意があり、事前にその旨の共謀を遂げた点を含め、概ね正当としてこれを維持することができ、原判決が「争点に対する判断」の項の一5以下で説示しているところも、大筋においてこれを正当として是認することができ、原審で取り調べたその余の証拠及び当審における事実取調の結果を合わせて検討しても、原判決には、所論のような判決に影響を及ぼすことが明らかな事実認定の誤りはない。以下に、若干補足して説明する。

3 (一) まず、前提として、被告人ら相互間の関係、被告人らとAとの関係、被告人らの生活状況その他、本件犯行に至るまでの経緯についてみると、関係各証拠を総合すれば、次のような事実が認められる。すなわち、

(1) 被告人Fは、平成三年（一九九一年）三月一六日、日本国に入国したものである。同被告人は、タイに住む知り合いの者から、日本でレストランのウェイトレスとして働けば給料がよいので同被告人の両親により仕送りができるなどという誘いを受け、世話役として紹介された者から航空便の運賃のほかパスポートを取得するのに要した費用や衣類代などの立て替えを受けたことから、右世話役の者と連れられて、同日、飛行機で成田空港に到着したが、その際、自分自身の所持金としては日本円にして一〇〇〇円にも満たないものであった。ところが、同被告人は、成田空港に到着直後、右世話役の者から、同被告人名義のパスポートと入国審査の際の見せ金として渡されていた現金などを取り上げられ、右世話役の者や途中から加わったタイ人や日本人らに、同様の趣旨で連れとなっていたタイ人女性三名とともに、同空港近くのホテルやアパート三か所を連れまわされて、三か所目のアパートで、A（当時二八歳）に引き合わされ、同被告人においてはAと一緒に行くよう指示されるとともに、同被告人名義のパスポートなどをAの方に引き渡されるに至った。

(2) 同被告人は、その直後、Aから、お前はAに対して三五〇万円の借金があるので、売春の仕事をして返せという趣旨のことを言われ、同被告人の持つ身分証明書などの入っていたハンドバッグを取り上げられた。そして、同被告人は、同日、Aに、千葉県佐原市内のアパートに連れて行かれ、同夜から近くのスナックに働き出され、その後は、右アパートに住む二、三〇人のタイ人女性とともに、店に来る客を相手に売春を行わされていた。その後、同被告人は、Aに連れられ、茨城県つくば市h所在のスナック「M」や同県稲敷郡i村所在のスナックに移り、Aと同じアパートに住まわされて、同様の売春の仕事を行うことを強制され、さらに、同年五月下旬、同県下館市大字f j番地のk所在のgアパート1号室に移り、その後は同アパートに住み、同県真壁郡m町所在のスナック「P」でホステスとして働

くとともに、店の客らを相手に売春を行うことを強いられていた。

(3) 被告人G及び同Hはいずれも、同年八月一日、一緒に日本国に入国したものである。同被告人らも、被告人Fと同様に、それぞれ知り合いの者から、日本の工場で働けば高給の母親にいい仕送りができる(被告人G)、あるいは日本のレストランでホステスとして働けば給料もよく、前借りもできるの両親や子供に十分送金ができる(被告人H)などという誘いを受け、航空便の運賃のほかパスポートを取得するのに要した費用などの立て替えを受けたことから、世話役の者らに連れられて、同日、たまたま同行する形で飛行機で成田空港に到着した。そして、被告人G及び同Hは、右世話役の者らに連れられて、成田空港近くのホテルに一泊後、東京のホテルで一泊し、さらに右世話役の者らの知り合いの者の住むアパートへ連れて行かれ、その間に同被告人ら名義の各パスポートを取り上げられ、同月五日、右世話役の知り合いの者に連れて行かれた千葉県内のアパートにAがやって来て、同被告人らのパスポートの引き渡しを受けたAから一緒に来るように指示された。

(4) 被告人G及び同Hは、同日夜、Aに連れられてgアパート1号室に到着し、翌一六日、同女に伴われて買い物に出かけたが、買い物から帰って来た際、同女から、自分はある人たちを買ったのだから、あんたちは三五〇万円の借金を返さなければならない、買って来た物の代金も借金になる、部屋代も月五万円が借金に加わるという趣旨のことを告げられた。そして、同被告人らは、同日夕方、車に乗せられて、スナック「P」に出勤させられ、さらに、Aから、客と一緒にホテルに行って売春をしろということと言われて、実際にそれぞれ紹介された客と一緒にホテルに赴かされるに至り、同日夜以降は、被告人Fと同じく、gアパート1号室に住み、毎晩スナック「P」に出かけてホステスとして働くとともに、店の客らを相手に売春を行うことを強いられていた。なお、被告人らと同様にgアパート1号室に住み、スナック「P」で売春の客を取らされるタイ人女性は、被告人らのほかにも二〇人前後いた。

(5) 被告人三名は、こうして、Aから売春を行うことを強いられ、さらに同女には、被告人らの前記借金の返済に充てるということ、客の支払う売春の対価を全て取り上げられ(ただし、Aは、そのうちから客一人につき五〇〇〇円をスナック「P」の経営者に支払うということをしていた)、被告人ら自身としては、「P」から給料等の支払いを受けたことがなく、売春の相手がくれるいわゆるチップだけが唯一の収入になっていたが、Aに見つかる借金返済に充てることと称してこれまで取り上げられるおそれがあつたため、同女に知られないようにこっそりと隠していた。さらに、被告人三名は、Aから、部屋代や食事代、買った衣類の代金なども借金の上乗せになると告げられていたほか、土曜日曜に売春の客がいないときは五〇〇〇円が、三日間客がつかないときは一日分が罰金として借金に加算され、さらに、日本に来てから七か月以内に借金を返済し終わらなければ、罰金一〇万円を加算するなどと言われていた。

(6) さらに、被告人三名は、売春の相手から屈辱的な行為を求められた際にこれを断ったりしたことが、Aの耳に入ったときは、同女から口汚く罵られたり、殴る、蹴る、髪の毛を引っ張るなどの乱暴をされたりし、また、日頃から、同女に、お前たちは勝手に外出するな、国元に電話をかけたりするななどと厳しく言われ、さらには、もしお前たちが逃げ出したりすれば、必ず捜し出して殺すし、お前たちの親もタイにいる者に殺させるという趣旨のことを激しい口調で言われたりした。

(7) 被告人F及び同Hは、同年九月一七ころの夜、Aが留守の折りをみて、無断でgアパートから外出し、近くのスーパーマーケットで菓子を買って来たが、これを仲間の告げ口で知ったAから、同月一九日又は同月二〇日ころ、「勝手な行動するな、国際電話を掛けるな」「外出禁止」などと怒鳴られ、その際、被告人Fが、「電話位いいでしょ」と言い返したりしたこと、Aに、「借金のことを考えろ、お前ら気をつけろ」などと怒鳴られたり、被告人らを激しく貶めるような言葉で罵られたりした。

(8) さらに、被告人F及び同Hは、同月二〇日前後ころ、それまで二段ベッドの置かれていた部屋で寝起きしていたことから、両名がベッドの上で言葉を交わしていたところ、Aに部屋に入って来られ、「お前たちどうして二人でいるの、何しているの、すぐ降りなさい」「お前らあんまり問題を起こすんじゃないよ」などと叱責された上、被告人HはAと同じ部屋で寝起きするよう命じられた。

(二) 被告人三名がAを殺害した際の具体的状況や、その直後にAの身につけ

ていた貴金属類や、パスポートの在中したウエストバッグなどを奪い取ったりした状況等については、被告人三名の各供述はそれぞれ、捜査段階から公判段階を通じ、大筋において供述の変遷はなく、また、被告人らの各供述相互間でも、細部はともかく、基本的にはほとんど食い違いはない。また、本件犯行前に、Aを殺すことなどに関し、被告人らの間で一定範囲の話をお互いに交わしていることについては、被告人三名とも、公判段階における各供述中でも認めている。すなわち、被告人三名の捜査段階及び公判段階における各供述を総合し、その余の関係各証拠と合わせ考えれば、次のような事実を認定することができる。

(1) まず、被告人らが、Aを殺すことなどに関し、話を交わした状況としては、少なくとも、次のような事実が認められる。すなわち、「1」被告人Fは、前記(一)の(8)認定のように、右九月二〇日前後ころ、ベットの置かれていた部屋で被告人Hと話し合っているのをAに叱られ、同被告人にAの寝る部屋に移るよいう命じられた直後ころ、同被告人に対し、Aを殺してここから逃げ出そうという趣旨のことを話し、同被告人においてもこれに賛同する態度を示したこと、「2」その後、被告人Hが、被告人Gに対し、「FがAを殺して逃げようということを行っているが、一緒に来るか」という趣旨の話をし、同被告人においても「一緒に行く」という趣旨の返事をしてしたこと、「3」同月二八日夜、スナック「P」において、被告人Fが、被告人Hに対し、カラオケの申込み用紙に「今晚はどうか」という趣旨のことを書いたメモ書きを渡したが、同被告人は、「まだです」と書いたメモを被告人Fに渡していることなどは十分に肯認できる(なお、金品強取の相談の有無、共謀の成立時期などについては、後に詳しく検討する。)

(2) また、本件犯行の準備に関し、「1」被告人Fは、gアパートの別棟に住み、スナック「P」で働かされているタイ人女性の一人がけん銃を持っているという話を聞いたことから、同月二七日ころ、同女にその持つけん銃(後にモデルガンと判明)を見せて貰い、これを借り受けることについて同女の承諾を得たこと、「2」また、同被告人は、そのしばらく前ころ、ベッドの置かれていた部屋で果物ナイフ(当庁平成六年押第三〇五号の1)を発見したことから、被告人Hに、これを隠しておくように依頼して渡していたことなども認められる。

(3) 本件犯行の直前の状況、犯行の具体的状況などについては、次のような事実が明らかである。すなわち、

「1」被告人三名は、同月二八日夜、いつものとおり、スナック「P」に出勤したが、被告人Fは、売春の客が付かなかつたので、翌二九日午前一時ころ、A及び仲間のタイ人女性一人と一緒にgアパート1号室に帰り、Aが台所で食事を作ったのに引き続いて、同被告人も食べ物を作って食事を済ませたこと、同被告人は、その直後ころ、前記けん銃を持つ女性の部屋を訪れ、同女の使うベッドの下からけん銃を取り出して来て、ベッドの置かれた部屋の自分のベッドの下にこれを隠し置いたこと

「2」それぞれ売春の客とホテルに赴いていた被告人H及び被告人Gも、同日午前三時ころ、gアパート1号室に帰って来て、台所やこれに引き続く居間で、被告人Fらの作っておいた食事を食べた後、和室六畳間において、一番奥に布団を敷いて寝ているAの隣の布団に被告人Gが、入口側の布団に被告人Hがそれぞれ横たわり、眠ってしまったこと、被告人Fにおいても、自分のベッドに入ったり、居間でテレビを見たりしていたが、そのうち眠り込んでしまったこと

「3」被告人Fは、同日午前六時ころ、目を覚ましたが、仲間のタイ人女性一人が自分と同じ部屋のベッドで寝ているだけの様子であつたことから、和室六畳間にこっそりと入り、被告人Hの体に手で触って、同被告人を起こしたこと、同被告人らは、被告人Hが起き上がり、居間にやって来た後、被告人Fが「Hやるか」と尋ね、被告人Hが「本気か、本当にやるのか」などと尋ね返し、さらに、被告人Fが「本気だ」、被告人Hが「じゃあやろう」などという問答を行つて、お互いの意思を確認したこと、なお、その間に、仲間のタイ人女性一人が外から帰って来たが、まもなく外へ出ていったこと

「4」被告人F及び同Hは、被告人Fが、前記けん銃を自分のベッドの下から取り出して来て、被告人Hに渡し、「これでやろう」などと言ったりしたが、けん銃を用いると大きな音がして、近所の家に聞こえてしまうおそれがあるなどという話になり、けん銃の使用は取り止めることにしたこと、次いで、被告人Fが、和室六畳間に入って、Aに気付かれないように被告人Gを指でつつくなどして、同被告人を起こした上、「今日本当にやるよ、恐くないか」などと声をかけたこと、これに対し、同被告人も、目を覚まし、「恐くない」などと言って起き上がり、いった

ん和室六畳間を出て、トイレや風呂場に行ったこと、その間に、被告人Hにおいては、風呂場の中で右けん銃を調べてみたところ、銃口に棒が渡してあることなどが見え、本物でないことがわかったこと

「5」被告人三名は、次々と和室六畳間に入って、被告人Hの布団の上に座り、同被告人の持ち帰っていたけん銃や、被告人Fが台所から持って来た包丁などを横に置き、さらに同被告人が被告人Hに「ナイフはどこ、出して」などと言っ て、同被告人の隠し置いていた本件果物ナイフを取り出させ、これからAを殺害することなどについて小声で話し合い、その間に、被告人Fが居間の冷蔵庫の上にあ った日本酒の四合瓶を持って来たり、被告人Hも、いったん家の外に出て小型の鋏 を持って来たりし、これから本件犯行を決行することにしたこと、その際、まず最 初に果物ナイフでAののどの辺りを突き刺すことにしたが、誰がこれを行うかにつ いて、被告人三名ともしり込みし、結局、半ば押し付けられる形で被告人Gが行 うことになったこと

「6」こうして、被告人三名は、同日午前七時ころ、和室六畳間において、奥 の布団の上でよく寝込んでいるAの脇に近寄り、Aが寝返りを打って仰向けにな るたとき、被告人Fが「よし、今だ」などと声をかけ、被告人Gがこれに応じる 形で、右手に握った本件果物ナイフを振り上げて、Aののどの辺りを一回深く突き 刺した。同被告人は、そのまま本件果物ナイフの柄から手を離してしまったもの の、被告人Fに向かって、「早く早く」などと声をかけ、その際、Aが「誰」と 言いながら起き上がろうとする気配を示したことから、被告人HがAの両足を両手 で押さえ込み、被告人Fが、左手に持った前記酒瓶を振り上げてAの頭部を三回位 強く殴りつけ、そのため右酒瓶が割れて飛び散るに至り、さらに引き続き、被告 人Hが小型鋏の刃の背の部分でAの頭部を殴打したこと

「7」被告人三名は、Aがのど付近や口などから血を流し、ぐったりした状態 で横たわり身動きしなくなった後、まず、被告人Fが、Aの首、手首などに装着し ていたネックレスやブレスレットなどを剥ぎ取り始め、他の被告人らにも手伝うよ う声をかけたこと、被告人HもAの手の指や手首から指輪やブレスレットなどを剥 ぎ取り、足首からもアンクレットを外し取ったこと、また、被告人Gも、Aが腰に 巻き付けていた皮製のこげ茶色ウエストバッグを同女の体から外し取ったこと、そ の後、被告人三名は、それぞれ血で汚れた手を洗い風呂場などに行ったり、自分 の洋服だんすから衣類などを取り出して大きなバッグに詰めたりし、被告人Gにお いては血の付いた上着をTシャツに着替え、さらに和室六畳間において、右のよう にAの身から取り外したネックレス等の貴金属類をバスタオルにくるんだものや、 Aの枕元においてあった同女の持ち物である皮製赤色手提鞆を、被告人Fの持って 来た大きなバッグの中に入れ、また、右ウエストバッグを被告人Gの持って来た 大きなバッグの中に入れたこと

「8」被告人三名は、Aの顔の上に布団を被せたり、包丁や小型鋏を風呂場に 持って行ったりして、その場の状況を一応取り繕った後、全員がそれぞれショルダ ーバッグを持ち、被告人F及び同Gが右の大きなバッグ各一個を持って、gアパー ト1号室の裏口から外に出て、裏口にはドアに付いていた鍵を使って施錠し、その 鍵はその近くに投げ捨て、逃走を始めたこと
などの事実が認定できる

(4) 被告人らの逃走後の状況についても、次のような事実は明らかである。
すなわち、

「1」被告人三名は、近くのスーパーマーケット前の公衆電話を使い、タクシ ー会社に電話を掛けてタクシーを呼び、まもなくやって来たタクシーに乗って、被 告人Fが片言の日本語で指示しながら、前記(一)の(2)掲記の茨城県つくば市 h所在のスナック「M」に向かわせ、同スナック前には到着したものの、戸が絞ま り誰もいない様子であったため、その近くのホテル「N」までタクシーを走らせ て、同ホテルにチェックインしたこと

「2」被告人三名は、同ホテルの客室において、前記皮製赤色手提鞆を開けよ うとし、数字合わせの鍵が付いていたことから、同鞆のポケットの内側の布を持ち 合わせの爪磨きで切り裂き、中にカッターナイフがあったのを幸い、横の皮をこれ で切り開いて中に入っていた物を取り出し、各被告人名義のパスポートや身分証明 書、戸籍謄本などが見つかったので、各被告人がそれぞれに自分のものを持って、 ショルダーバッグなどの中に入れ、また、被告人F及び同Hにおいては着たままで いた血の付いたパジャマなどを脱ぎ、バッグに詰めてきていたシャツやズボンに着 替えたこと、その後、被告人らは、フロントに頼んで、タクシーを呼んでもらい、

タクシーに乗って再びスナック「M」に向かい、被告人Fが同スナックに行き、マスターを呼び出し、前に同被告人がこの店で働いていたときにもらった電話番号のメモを手掛かりに客の所在場所を調べようとしたものの、マスターが不在であったため、これを諦め、タクシ一の運転手に右メモを見せて、その市外局番の使われている場所に行き、タクシ一の運転手も目的地がよく分かつたため、途中から「ホテルに行き下さい」などと言いつつ、結局、右九月二九日午後一時前後、千葉県市原市a番地cの所在のJホテルにタクシ一を着けられたため、同ホテルに宿泊を申し込み、同ホテルd階e号室に案内されたこと、被告人三名は、同室内において、シャワーを浴びるなどして備付けの浴衣に着替えたりするとともに、バスタオルにくるんで持って来た、血の付いたネックレスやブレスレットなどを洗面台に入れて洗ったりし、さらに、前記ウエストバッグを開き、中に七〇〇万円余りの現金が入っているのを発見するや、札束を分けて各被告人に二〇万円ずつ分配し、残った四〇万円余りは被告人Hが預かり、食事代や交通費などの必要な費用に使うことにしたこと、その後、同日午後一時過ぎ、同室に警察官らにやってくるなど、事実が認定できる。

4 ところで、被告人三名は、Aの殺害を決意するに至った動機や、本件犯行に際しての実際の気持ち、被告人らの間の具体的な相談内容などに関し、次のようになる供述をしている。もともと、いずれも、捜査段階における供述とのおりである。

(一) (1) まず、被告人Fは、検察官に対する各供述調書(原審検察官請求証拠番号乙第一八号ないし第二一号)において、自分たちは、Aから「お前たちが逃げたらタイにいるお前たちの両親を殺す」と脅かされていたが、本当に殺すのか、逃げられないために脅かされたら大変だと思っただけで逃げられなかった、自分は、このよくなAを、日増しに憎まされたり、そのことをHに話したらHも、Aが憎いと云って、Gも憎んでいて、自分がAを殺そうと考へたのは事件を起す一週間か一〇日ほど前の九月一九日か二〇日ころだったと思う、その二、三日前の夜、Aが留守だったので、Hと近くに買い物に出掛けたりするなど、怒鳴られたので、自分が、「電話位いいでしょう」などという意味のことをひどく汚い言葉で言われた、そのとき、Aにバッグに入れておいた戸籍書や身分証明書、結婚証明書を取られてしまった、そんなことから、ますますAに対する憎しみが増し、こうなつたらAを殺してパスポートやブレスレットなどの貴金属、現金などを奪ってタイへ帰ろうと考へた、その晩、自分らの部屋のベッドのところでHと話をしていた際、Hに「Aが憎い、Aを殺してパスポートや現金、貴金属などを奪って逃げよう」と言ったところ、Hも同じようにAを殺そうと思っていたらしく、二人の意見が一致した、次の日の朝か、二、三日後だったか、Hと二段ベッドの上でいたところ、Aから、「お前らどうして二人でいるの、何しているの、直ぐ降りなさい、お前らあんまり問題を起すんじゃないよ、Hは私の部屋で寝なさい」などと文句を言われた、そのときも自分とHは、「ボスのAを殺そう、やられる前にやろう、ボスを殺してバッグを奪おう」などと相談した、その後も、アパートでHと一緒に風呂に入った際とか、店の「P」で「今晚殺そうか」などとカラオケの申込み用紙にメモしたものをやり取りして相談した、Hと相談しているうちに「逃げるときはアパートの裏の台所から逃げよう、逃げるのに一番大切な物はパスポートだ、逃げるには金が必要だ、お金ハウェストポーチに入れているのでボスを殺してウェストポーチを奪おう、ネックレスやブレスレットはお金に替えることもできる」などという話になった、自分は、Aを殺そうと思っただけで、どのようないろいろ考へ、けん銃とかナイフを使ってAが寝ているときに殺そうと思っただけで、九月二九日午前三時ころ、HやGがアパートに戻って来たので、食事をした後Hと二人だけになった際、自分は、Hに「誰も帰って来なかったら、今日やりましよう」とAを殺して金などを奪って逃げようと言おうと、Hも言うなうなうと、前にHからGにボスのAを殺して現金やパスポートなどを奪って逃げようと言おうと話をGも承知している間聞いていたもので、三人でAを殺すことにした、それからしばらく寝た後、午前六時ころ、目が覚めたので、部屋などを見回したところ、Qという女性が自分と同じ部屋のベッドで寝ているだけだったので、今日これからAを殺そうと考へ、Hを起こしてHに「Hやるか」というと、Hは、「本当にやるのか」と言うので、「本気だ」と言った、すると、Hも

が逃げたら私を捜して殺す、私のタイにいる親も殺すと言われたので、逃げられな
かった、自分をは、Aを殺そうと思っただのは、Hの布団の上で瓶と包丁とけん銃があ
るのを見たときである、Fは、Aを刺してタイに帰ると言った、それまで殺すら
いこのことを考えたことはない、事件の二週間位前に、Hから、もし何かあつたら
緒に行こうかと聞かれたので、自分は、「はい、行く、どこでも一緒に行く」と答
えた、その際、自分が「パスポートは」と聞いている、殺して更にお金を取ろう
という話はなかったなどという供述をしている。なお、同被告人は、原審第二
回公判廷における供述中では、自分は、Aを殺すつもりはなかったと述べ、「ナイフで
刺しておりますね」という質問に「はい」と答えたのち、「それで死ぬとは思わな
かったのですか」という質問に対し、「そのとき知らなかった」と答え、殺意のあ
ったことを全く否認している。

(三) (1) さらに、被告人Hは、検察官に対する各供述調書(乙第五一
ないし第五四号)において、自分は、平成三年七月中旬ころ、自分が、「P」で他
のホステスに「お客さんと話ができなくて困った、日本語が分からなくて困った」
と言ったところ、Aから、「これくらいのことです、あなた嫌になつて逃げ
げるつもり、逃げたら逃げていいよ、捜して殺すし、あなたのお父さん、お母
さんも殺す」などと脅かされた、また、アパートに戻ってからも、Aは、「一人で
出ては駄目、タイに電話するのも駄目、私は力を持っている、あなたを殺すこ
とはすぐできるわ」などと言っていたので、ボスの言うことを聞いていた、FがA
を殺すという話をしたのは九月一日ころだったと思う、自分とFが、九月七日
の昼ころ、食べ物を買いに掛けたことがAに分かってしまい、一日ころの夜、
二人がベッドのところで話をしていると、Aが部屋に入ってきて、「私のいない
に勝手にどこへ行ってきたの、勝手に電話したんでしょ、ね、鞆の中見せて
ちょうだい」と言っていて二人の鞆を持って行ってしまった、また、Aは、自分
し、「お前あんまり問題を起こすんじゃないよ、お前は、私の方の部屋で寝な
い」などと言っていて怒った、自分とFは、その日、ベッドの上で「逃げるには、A
殺さなければならぬ、タイに帰るには、パスポートや現金が必要なもので、パス
ポートなどが入っているウエストポーチを奪おう」などと話し合った、その日、自
分は、Gに、その話をすると、Gは、ボスを殺して現金やパスポート等を奪うこ
賛成し、「そのときは、Aの持っているパスポートやお金の入っているウエストポ
ーチを持って行こうね、Fちゃんも一緒にやろう」というようなことを言った、そ
のことをFに話したところ、Fは、Gがボスに告げ口をするのではないかと心配し
たが、Gも同じ気持ちだと、言っていると、安心したようだった、そのようなこ
ら、Fと二人で毎日のようにAを殴るような恰好をしたり、ナイフで刺して殺す
うな恰好をして暮らすようになった、九月二日午後八時か九時ころ、「P」にい
たとき、Fが自分にカラオケの申込み用紙を見せたが、それには、タイ語で「今
いかか」と書いてあった、Fが、Aを殺してパスポートや現金等を奪おうと言
いることが分かったので、自分は、Fに「まだまだ」と言った、自分は、九月二
日午前三時ころ、Gと一緒にアパートに戻って四時ころ寝たが、午前六時ころ、
に起こされ「今やろうか」などと言ってきたので、今からAを殺してパスポート
現金等を奪うんだなどと思った、そこで、Fに「本当にやるのか」と聞くと、Fは、
「まだ恐いのか」などと言いながらテーブルのある部屋の方に行った、GもFに起
こされたと思った、そして、三人がそろったので、自分は、FとGに「本当にやる
のか」と聞くと、FもGもうなずき、三人でAを殺すことになった、Fが、自分
Gに小さな声で「Aを殺して赤い鞆とウエストポーチ、金をとって逃げよう」と言
ったので、自分とGはうなずいた、赤い鞆やウエストポーチには、現金、パスポ
ト、貴金属類が入っていることは分かっていたので、これらを奪って逃走資金に
使うつもりだったなどという趣旨の供述をしている。

(2) 被告人Hは、原審公判廷における供述や同被告人作成の手紙等において
は、次のような供述をしている。すなわち、同被告人は、Aに売春を強制された
上、殴る蹴るなどの激しい暴力を振るわれ、汚い言葉で罵られた、自分は、怒っ
て、もう本当に殴りたい、殺したい、どうしたら痛めつけられるかと思っ
ていた、Fも同じで、怒っているということをお互いに話し合ったりした、しか
し、実際殺害しようと思ったのは、その当日である、Gが起きた後、三人が、も
うここは我慢できない、逃げよう、でもAが生きているかぎり逃げられない、逃げ
ても後を追いかける、両親も自分もAに殺される、逃げたらAが死んでから逃
げようなどと話し合った、赤いバッグに入っていたパスポートについては、取り返
して逃げようとA殺害前から思っていた、Aから現金を取ろうとか、貴金属を取

うと思ったことはないなどという趣旨の供述をしている。

5 (一) 以上検討したところによると、前記3 (二) の(3) 認定の本件犯
行の直前の状況、犯行の具体的状況などに照らし、被告人三名が和室六畳間の被
告人Hの布団の上で座り、けん銃や包丁、被告人Hの取り出した本件果物ナイフ
などを横に置き、これからAを殺害するなどと、被告人Hが、小型の鍬を持って来
た日本酒の四合瓶を持って来たり、被告人Hが、小型の鍬を持って来たり、被告
被告人三名の間で、Aを殺害するとの共謀を遂げたこととは明白である。も
も、右の共謀成立に至るまでに被告人らそれぞれいつどのようなる具体的な殺
抱いていたかどうかをみると、被告人三名の間で若干の違いのあることが認め
る。すなわち、被告人Hに対し、Aを殺害して逃げ出そうと話しかけたのは、被告
人Fであること、本件当日、殺害行為に出ることとを他の被告人らに呼びか
た、前記3 (二) の(2) 認定のようになり、本件犯行前に凶器として用いるこ
きるけん銃をホステス仲間のタイ人女性から借りられるよう手配したり、被告
に、本件果物ナイフを隠しておくよう依頼し渡したりしているのにも、被告人F
であることなどをみると、かなり早くから殺意を固め、他の被告人らに働きか
本件犯行を実現させたのは、同被告人であることが認められる。一方、被告
おいては、本件殺害行為においては、本件果物ナイフでAのどの辺りを刺して
傷を与えるという最も重要な行為を担当しているが、前記認定のようになり、
名が本件直前に被告人Hの布団の上で話し合った際、同被告人や被告人Fから
押しつけられ、引き受けざるを得なかったものと窺われ、この点から殺意が強
あったとみることはできない。むしろ、本件に関し、被告人Gが当日より前
聞いていたのは、被告人Hからだけであり、当日までは同被告人とも詳しい話
たことがなかったこと、その意味で、被告人Gとしては、Aを殺して逃げよう
う趣旨の被告人Hの話も、余り具体的なものではないと考えていたこと、いか
ると、被告人Gが具体的な殺意を抱いたのは、被告人三名が本件直前に被告
布団の上で話し合った際のことであると認められる。これに対し、被告人H
ては、前記3 (二) の(1) 「1」認定のようになり、被告人Fとの間で、無断外
たことやベッドの置かれていた部屋で被告人らが話し合っていることに関し
激しく罵られたりしたこと、いずれも激しく憎しみなどを募らせ、Aを殺して
ここから逃げ出そうという趣旨のことを話し合った以後は、さほど長い時間
いにせよ同被告人とAを殺害することに関し言葉を交わしていることが認め
その間に被告人Hの抱いた殺意も次第に具体的かつ強いものになっていたものと窺
われる。

(二) 次にAを殺害するに際し、金品を強取する意思があったのかどうか、そ
の旨の共謀は成立していたのかどうか考えるに、被告人三名が、前記3 (二) の
(3) 「7」認定のようになり、Aを殺害した直後に、同女の腰に巻いていた前記ウ
ストバッグを外し取ったり、同女の装着していた貴金属類を次々と剥ぎ取って
た状況を見ると、被告人らにおいてはAを殺害する前からこのような行為に出
ることを考えていたのではないかと、強く疑われるのである。この点、関係各証
と、タイ社会においては死者の持ち物につき日本社会とは多少異なる倫理意識
あることは窺われるものの、被告人らが、Aにおいては未だ血が流れ、肌も温か
く、果してすでに絶命したかどうかははっきりしない状態にあるのに、その体
の身につけていた貴金属類を次々と奪い取っているという事実は、当初からそ
のような行為に出る意思があったことを強く窺わせるものといわなければならない。
とりわけ、被告人Fの場合、本件殺害行為が終了後、何ら躊躇なくAの装着す
ツクレスなどを外し取り始めているのであって、右にみたように同被告人の殺
極めて強固であったことと合わせる考えると、Aの身につけている貴金属類
いては、同被告人にこれを強取する意思のあったことが強く窺われるのである。
加えて、被告人三名の捜査段階における各供述においては、前記4でみたとお
り、多少内容的にずれはあるものの、被告人らには、Aを殺害するにあたり、そ
際現金や貴金属類を奪い取ろうという気持ちがあり、こうして金品を強取る
について相談していたという趣旨の供述がある。もっとも、前記3認定のよう
件における全体的な事実関係と前記4掲記の被告人三名の捜査段階及び公判
各供述を総合して考えると、本件が、金銭的な利得のみを目的とした犯行で
とは明らかである。被告人らが、Aを殺害しようとした動機は、主として、
とで束縛されて売春などを強制されているという状態から逃れたいというこ
ったことはたしかである。すなわち、前記4 (三) の(2) 掲記の被告人Hの
中、三人が、もうここは我慢できない、逃げよう、でもAが生き残っているか

たるといふほかないのである。

3 以上要するに、関係各証拠によれば、原判示の強盗殺人の所為は、正当防衛行為に当たらないことが明らかであるから、本件において正当防衛は成立しないと判断した原判決には、所論のような判決に影響を及ぼすことが明らかな事実認定の誤りはない。論旨は、理由がない。

三 控訴趣意第三の五の1について

1 所論は、要するに、次のようなものである。すなわち、被告人三名の本件犯行は、被告人らが長期間にわたるAの迫害と虐待から逃れるためには同女を殺害するほかないと考えた末の情動行為であつて、被告人らは、当時、一時的に意識障害を来たし、正常な思考力や判断力を働かせることができず、規範による動機付けが阻害された状態に陥って責任能力を喪失した状態にあつたのに、被告人三名にそれぞれ完全な責任能力があると認められた原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実認定の誤りがある（なお、極めて杜撰な認定をした原判決には、理由不備の疑いもある。）というのである。

2 そこで、原審記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調べの結果を合せて検討すると、本件犯行に至る経緯や本件犯行の具体的状況等は、前記一の3において詳細に認定したとおりである。そして、とりわけ前記一の3（一）認定のような客観的な事実経過に照らし、被告人三名が、Aから、それぞれ三五〇万円という予期もしない多額の借金の返済を要求され、被告人Fにおいては約六か月にわたり、被告人G及び被告人Hにおいては、約四〇日余りにわたって、借金の返済のためと称して売春を強制され、時には暴力的手段も講じられ、あるいは脅迫的言動によって行動の自由を束縛されていた事実は認定できる。しかし、前記一の3（二）認定のような本件犯行の準備行為、被告人らの間における相談の状況、本件犯行の具体的状況、逃走時の状況などをみると、被告人らがAを殺害するに至つたのは、多少感情的な側面もあつたとはいえ、被告人らなりの利害得失を考え、冷静な判断を行つた結果であり、被告人らが、本件犯行当時、所論指摘のような状況のもとで、一時的に意識障害を来たし、正常な思考力や判断力を働かせることができなかったなどと認められないことは明らかである。なお、被告人ら自身、被告人ら作成の手紙等において、自分たちの行為は、Aによつて陥れられた悲惨な境遇から逃げ出すための、社会的にも正当な行為であることを強く主張しており、本件を情動行為などということは、被告人らの本件当時の気持ちをも理解しないこととなる。

3 以上要するに、前記一の3認定のような本件の具体的事実関係に照らし、被告人らの行為が情動行為であるとして、責任能力を欠くという主張は、まずその前提において失当である。すなわち、関係各証拠によれば、原判決には、所論のような事実認定の誤りはなく、また、原判決が「争点に対する判断」の項の三で、責任能力に関し説示しているところも結論的に正当であつて、理由不備の違法もなく、論旨は、理由がない。

四 控訴趣意第三の五の2について

1 所論は、要するに、次のようなものである。すなわち、被告人三名の置かれた状況に照らすと、被告人三名に対し、本件犯行以外の他の行為に出ることを期待することは不可能であつたのに、被告人らに対し刑法上の期待可能性の理論を適用する余地もないとして、被告人三名に本件犯行以外の行為に出る期待可能性がないと認定しなかつた原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実認定の誤りがあるというのである。

2 そこで、原審記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調べの結果を合せて検討すると、本件犯行に至る経緯や本件犯行の具体的状況等は、前記一の3において詳細に認定したとおりである。そして、前記一の3認定のような客観的な事実経過に照らし、被告人三名が本件犯行に至つた経緯として、被告人らは、いずれも、日本で働けば金になるという誘いに乗って日本に来た者であるが、日本に到着すると、直ぐパスポートを取り上げられ、事情も分からぬまま、Aから三五〇万円という多額の借金を返済するよう要求され、スナックでホステスとして無報酬で働かされながら、借金返済のために過酷な条件で売春を行うことを強制されるに至つていたものである。そして、被告人らは、Aのもとで無理やり働かされるようになった後は、売春の相手方となつた男たちからも自分の人格を無視され、屈辱的な行為を強制された上、売春の対価として得た金もすべてAに取り上げられるに至つて、日常の生活においても、Aとともに同じ家屋に住まわされ、勝手な外出や電話を禁止され、かつまた、部屋代や買い与えられた衣類などの代金も借金に上乗せされ、三日間売春の相手方が見つからなければ罰金を科されることとなつていたの

である。加えて、Aは、被告人らに対し、もし逃げ出すようなことがあれば、必ずお前たちを捜し出して殺すし、タイに住むお前たちの両親も殺すなどと言って、被告人らの逃げ出すのを押さえつけようと図り、一方、被告人らにおいても、タイ語しか話すことができず、日本にやって来てから日の浅かったこともあり、日本の社会の仕組みなどについてもほとんど知らず、その意味でも、公的にも私的にも他に助けを求めようとするには、實際上著しく困難な状況にあったことはたしかである。

しかしながら、本件犯行後の逃走状況に照らし、被告人らは、Aを殺害しないでも、gアパート1号室から逃げ出すこと自体は十分に可能であったのであり、実際に逃げ出せば、本件逃走に際し使ったような方法で、タイ大使館に保護を求めるともできたものと考えられ、途中、警察官らと接触する機会が生じるに至れば、被告人らの心配していたような結果ではなく、被告人らの利益となる結果が生じたものと考えられる。むしろ、Aの背後に人身売買組織などがあるのであれば、Aを殺したときは、その組織の者などから付け狙われるおそれもあり、その意味でも、被告人らがもう少し周辺の状況などに気を付けていれば、別途の方法を選んだ可能性は十分にあり得ると考えられる。

3 以上の次第で、前記一の3認定のような事実関係に照らせば、被告人らがAのもとで置かれていた悲惨な境遇から逃げ出すに当たり、Aを殺害するという方法以外に採りうる方法は十分にあり得たと認められるのであるから、被告人らに刑法上の期待可能性の理論を適用する余地はないと認定判示した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認はない。論旨は、理由がない。

五 控訴趣意第三の六について

1 所論は、要するに、次のようなものである。すなわち、被告人三名がAから奪った本件パスポートや身分証明書は財産罪の客体である財物とはいえず、本件パスポート、身分証明書は、Aが被告人らの承諾に基づかず、勝手に逃走防止の手段として被告人らから取り上げたものであるから、本件パスポート、身分証明書に対するAの占有は刑法上保護されるべき占有には該当しない。また、Aから本件パスポート、身分証明書を奪った被告人三名の行為は自救行為ないし正当防衛行為として評価すべきものであるから、本件パスポートや身分証明書については強盗罪は成立しないのに、これらを奪った被告人三名の行為をAに対する殺害行為と合わせて強盗殺人罪を認定判示した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の解釈適用の誤りがあるというのである。

2 そこで、原審記録及び証拠物を調査して検討すると、関係各証拠によれば、被告人三名名義の各パスポート（前記押号の18ないし20）は、被告人らがそれぞれタイ王国の所轄官憲から正規に交付を受けたものであって、法的には、他人に譲渡したりすることはできず、管理することができるのは、被告人らそれぞれのみであることも明らかである。また、Aが前記ウェストバッグに入れるなどして事実上の管理を行っていたのは、前記一3（一）の（1）及び（3）認定のとおり、被告人らを日本に連れて来た世話役ないしその仲間らが被告人らから取り上げ、その後、まもなくAに渡されたことによるものと認められる。被告人Fの本件身分証明書についても、同様のことが認定できる。

3 ところで、財産罪である強盗罪の客体たる財物とは、必ずしも経済的取引の対象となるような経済的な交換価値を有するものに限らず、およそ権利の目的となる物であれば足りると解すべきものであるから、その性質上、一般的に考えて、他に貸与したり譲渡することが禁止されているパスポートや身分証明書なども強盗罪の客体たる財物となると解される。また、強盗罪における保護法益については、財物を事実上所持する者が法律上正当に所持する権限を有するかどうかにかかわらず、現実にこれを所持している以上、物の所持という事実状態を保護し、不正の手段、例えば暴行脅迫という実力行使によってこれを侵害することは許されないと一般に解されている。

そして、本件についてみると、たしかに、Aが被告人三名名義の各パスポートや身分証明書を事実上所持していたのは、被告人らの意思に反するものと考えられ、被告人らから返還の要求があったときは返還する義務を負うものと考えられる。しかし、その入手過程は、前記認定のように被告人らから取り上げたものとはいえ、暴力その他強制的手段によったとはみられず、一応被告人らから委託を受けて預かっていたという形をとっているのであるから、Aの所持している右各パスポート等を被告人らが実力で奪取する行為は許されないというべきである。すなわち、本件においては、右各パスポートについても、強盗殺人罪が成立することは明らかである。

4 以上の次第で、本件パスポートや身分証明書に関しても、その財物性を肯定して、被告人三名の所為が強盗殺人罪に該当するとした原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りはない。論旨は、理由がない。

六 控訴趣意第三の七について

1 所論は、要するに、次のようなものである。すなわち、被告人三名が本件犯行に及んだのは、Aの拘束から逃れるためであって、金品目当てではなかった。仮に付随的にしろ被告人三名にAを殺害して金品を強取する意思があったとしても、本件と類似の他の事件では金品奪取の点を不問にして殺人罪としている取扱いがあることや、本件の実質に着目すれば本件について強盗殺人罪を適用すべきものではなかったのである。したがって、被告人らの所為に刑法（平成七年法律第九一号による改正前の刑法をいう。以下同じ。）二四〇条を適用した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがあり、ひいては刑訴法一条の理念に反し、憲法一四条に違反するといえるのである。

2 そこで、原審記録及び証拠物を調査して検討すると、関係各証拠によれば、前記一の3及び5でみたとおり、被告人三名が、本件において、Aの所有又は管理するパスポート六通、アメリカドル、タイ王国パーツ等在中の皮製赤色手提鞆一個（時価約一万円相当）、現金七〇〇万円余りの在中していたウエストバッグ一個（時価約一〇〇〇円相当）及び同バッグに在中ないし被害者が身につけていた指輪、ネックレス等の貴金属七八点（時価約三六二万八〇〇〇円相当）を奪取したのは、Aを殺害すること自体の目的としては従たる目的にあたるとはいえ、Aを殺害することを手段として金品を強取する意思に基づき、その旨の共謀を遂げた上行つたものと認められるのであるから、被告人らの所為が強盗殺人罪に該当することはいうまでもない。

なお、所論は、本件と類似の他の事件では金品奪取の点を不問にして殺人罪としている取扱いがあることや、本件の実質に着目すれば、形式的に強盗殺人罪の構成要件に該当するとしても強盗殺人罪の成立を認めるべきでないといえるのである。しかし、裁判所は、認定した犯罪事実が刑罰法規に定める一定の構成要件に該当すると認めるときは、右事実につき当該規定を適用しなければならず、周辺の事情などにより、裁量的に当該規定を適用しないなどということが許されないのはいうまでもない。すなわち、裁量的措置が取れるという所論は、独自の見解であり、また、刑訴法一条の理念に反し、憲法一四条に違反するとする点も、その前提において誤りであり、採用の余地がない。

3 以上要するに、原判示の被告人三名の所為に刑法二四〇条後段を適用した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りはない。論旨は、理由がない。

第三 控訴趣意中、量刑不当の主張について

1 所論は、要するに、被告人三名をそれぞれ懲役一〇年に処した原判決の量刑は、いずれも重過ぎて不当であるといえるのである。

2 そこで、原審記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調べの結果を合わせて検討すると、本件は、被告人三名が、AことAを殺害するとともに同女から被告人らのパスポート等の在中するバッグなどを奪い取ろうと共謀の上、平成三年九月二九日午前七時ころ、茨城県下館市所在のgアパート内において、就寝中のAに対し、その頸部を果物ナイフで突き刺したり、酒瓶や小型鎌で同女の頸部を殴打するなどし、そのころその場において同女を右内頸動脈切断による出血や呼吸不全により死亡させて殺害した上、同女の管理又は所有するパスポート六通、アメリカドル、タイ王国パーツ等在中の手提鞆一個（時価約一万円相当）、現金七〇〇万円余りの在中していたウエストバッグ一個（時価約一〇〇〇円相当）及び同バッグに在中ないし被害者が身につけていた指輪、ネックレス等の貴金属類七八点（時価合計約三六二万八〇〇〇円相当）を強取したという事案である。

3 本件犯行に至る経緯、犯行の具体的状況、犯行後の逃走状況等は、前記第二において詳細にみたとおりであるが、まずもって、本件犯行は、一人一人の生命を無残に奪い去ったものであり、被告人らにおいても、いかなる理由があつたにせよ、自分たちの手で人の命を絶つたということについては、いかに責められてもやむを得ないといふべきである。また、犯行の態様も、極めて残虐なものである。すなわち、被告人三名は、就寝中の無抵抗の被害者に対し、被告人Gが刃の長さが約九・八センチメートルの果物ナイフで被害者の頸部を一回深く突き刺し、さらに、被告人Hが、起き上がろうとしたり足をばたつかせるなどしている被害者の両足を押さえつけるなどし、その間に被告人Fが酒瓶で被害者の頸部を三回位強打し、そのた

強制されるに至っていたものである。そして、被告人らが、このような境遇に落ちるに
込むに至ったことにつき、背後にかなり大がかりな人身売買組織がある
ものと窺われる。また、被害者のもとで無理やり働かされ、組織的な行いを強制的に
春の相手方となつた男たちから自分的人格を無視され、屈辱的な行為を強いられて
上、売春の対価として得た金もすべて被害者に取上げられ、勝手な外出や電話を
常の生活においても、被害者とともに同じ家屋に住まわされ、勝手な金も借に上乗せさ
禁止され、かつまた、部屋代や買い与えられれば罰金を科されることになつていたの
れ、三日間売春の相手方が見つからなければ罰金を科されることになつていたの
である。加えて、被害者は、被告人らに対し、もし逃げ出すようになつたならば、
必ずお前たちを捜し出して殺すし、タイに住むお前たちの両親も殺すなどと言つても、
て、被告人らの逃げ出すのを押さえつけようとして、一方、被告人らにおいても、
タイ語しか話すことができず、日本にやってくるから日の浅かつたこともあり、日
本の社会の仕組みなどについてもほとんど知らず、その意味でも、法的にも私的に
も他に助けを求めようとするには、實際上著しく困難な状況にあつたことはたしかに
である。したがって、被告人らがこうした悲惨な境遇にいて、法的な救援も直ちに
は期待できないような状況にあつたことは、被告人らに対する量刑に当たつて、十
分に考慮を要する点である。

7 そうすると、以上にみた諸事情に加え、さらにまた、被告人らが、被害者に
対し、自分たちを悲惨な境遇に陥れたことにつき、なお強い憤りの気持ちを抱いて
いるものの、このような形で被害者の生命を奪つてしまつたことについては、現在
では反省後悔していること、被告人三名には、日本においても母国においても、全
く前科前歴がないこと、被告人Fや被告人Gには、タイに年老いた両親あるいは母
親がいて、右各被告人の安否を気遣いながらその帰りを待っていること、また、被
告人Hにおいても、自分の生んだ子供がタイで母親である同被告人の帰りを待つて
いることその他、所論指摘の被告人らに有利な事情を合わせ考えると、強盗殺人罪
の法定刑のうち無期懲役刑を選択して酌量軽減の上、被告人三名をそれぞれ懲役一
〇年に処した原判決の量刑は、なお重過ぎ、このまま維持することは相当で
認められる。論旨は、理由がある。

二 よつて、各刑訴法三九七条一項、三八一条を適用して原判決を破棄し、各同
法四〇〇条ただし書により更に各被告事件について次のとおり判決する。

原判決が認定した罪となるべき事実（「犯罪事実」と表示）に、原判決が掲げる
法令を適用し、各被告人に対し、それぞれ所定刑中無期懲役刑の選択をし、平成七
年法律第九一号による改正前の各刑法六六条、七一条、六八条二号を適用して酌量
減輕をした各刑期の範囲内で、前記のような情状により、被告人三名をそれぞれ懲
役八年に処し、各同法二一条を適用して被告人らに対し、原審における未決勾留日
数中各八〇〇日をそれぞれその刑に算入し、主文第四項掲記の各押収物件は、判示
の罪の赃物で被害者の相続人に還付すべき理由が明らかであるから、刑訴法三四七
条一項により、これらを被害者Aの相続人に還付し、原審及び当審における訴訟費
用は全部、各同法一八一条一項ただし書を適用して、被告人らにこれを負担させ
ないこととし、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 松本時夫 裁判官 円井義弘 裁判官 岡田雄一）